

# 18 その他

## 統計表を見る方のために

### 利用上の注意

#### 1 不服審査

この統計表は、平成14会計年度内における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと審査請求とに分けて掲げたものである。

#### 2 訴訟事件

この統計表は、平成14会計年度内における賦課又は徴収関係(徴収及び滞納処分)に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件(賦課又は徴収関係)と国側原告事件(徴収関係)に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分によるものである。

#### 3 直接国税犯則事件(査察事件)

この統計表は、平成14年中における国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分(一審)の状況について掲げたものである。

#### 4 間接国税犯則事件

この統計表は、平成14会計年度内の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税、酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況を区分して掲げたものである。

#### 5 資料収集

この統計表は、平成14事務年度における法定資料、法定外資料の資料収集、不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出監査状況を掲げたものである。

#### 6 税務相談

この統計表は、平成14会計年度内における相談及び苦情の受理の状況を掲げたものである。

#### 7 青色申告会、法人会等の現況

青色申告会、法人会、酒類業組合及び間税会の組織状況を掲げたものである。

#### 8 振替納税制度(申告所得税関係)の普及状況

平成14会計年度内における申告所得税の振替納税の普及状況を掲げたものである。

#### 9 税理士

この統計表は、税理士試験の受験・合格者数等を掲げたものである。

#### 10 平成10年以後、当分の間停止された税目の累年比較

この統計表は、平成10年以後、当分の間、課税が停止された税目の課税事績等を掲げたものである。

## 18 - 1 不服審査

## (1) 異議申立て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			計	み な す 審 査 請 求 件 数	本	
	前年度未決 繰越件数	本年度に申し立てた件数				み な す 取 下 件 数	取 下 件 数
		処分に係るもの	不作為に係るもの				
	件	件	件	件	件	件	
平成10年度	73	345	-	418	-	-	43
11	107	311	-	418	-	-	25
12	47	361	-	408	4	-	20
13	70	265	-	335	-	-	15
14	67	270	-	337	12	-	12
(内訳)							
申告所得税	8	61	-	69	-	-	1
源泉所得税	-	3	-	3	-	-	1
法人税	30	74	-	104	3	-	8
相続税	11	5	-	16	3	-	-
贈与税	-	2	-	2	-	-	-
消費税	7	61	-	68	3	-	-
法人特別税等	-	-	-	-	-	-	-
地方消費税	7	53	-	60	3	-	-
酒税	1	-	-	1	-	-	1
徴収関係	3	11	-	14	-	-	1
計	67	270	-	337	12	-	12

調査対象等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法に基づき「異議申立て」のなされた

用語の説明：1 **不作為**とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為

2 **みなす審査請求**とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取扱うことを適当と認め、かつ、異議  
てされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 **みなす取下げ**とは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び  
みなされた審査請求をいう。

4 **取下げ**とは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。

5 **却下**とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。

6 **棄却**とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。

7 **取消し又は変更**とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取消した判定をいう。

年 度 処 理 済 件 数						本年度未決 繰越件数	区 分
却下件数	棄却件数	全部取消 件数	一部取消 件数	変 更 そ の 他	計		
件	件	件	件	件	件	件	
6	256	-	6	-	311	107	平成10年度
23	312	3	8	-	371	47	11
4	273	3	34	-	334	70	12
16	198	-	39	-	268	67	13
9	224	2	26	-	273	52	14
							(内訳)
1	41	-	10	-	53	16	申告所得税
-	1	-	-	-	2	1	源泉所得税
2	74	2	4	-	90	11	法人税
-	5	-	8	-	13	-	相続税
-	2	-	-	-	2	-	贈与税
-	51	-	2	-	53	12	消費税
-	-	-	-	-	-	-	法人特別税等
-	43	-	2	-	45	12	地方消費税
-	-	-	-	-	1	-	酒 税
6	7	-	-	-	14	-	徴収関係
<b>9</b>	<b>224</b>	<b>2</b>	<b>26</b>	<b>-</b>	<b>273</b>	<b>52</b>	<b>計</b>

ものを掲げた。

をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等につい

審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議申立書の謄本を発している場合に取り下げられたものと

## (2) 審査請求

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数				本		
	前年度未決 繰越件数	本年度に請求した件数		み  な  す 審 査 請 求 件 数	計	み  な  す 取 下 件 数	取 下 件 数
		処分に係るもの	不作為に係るもの				
	件	件	件	件	件	件	件
平成10年度	391	177	-	-	568	-	5
11	262	253	-	-	515	-	6
12	298	193	-	4	495	-	17
13	245	231	-	-	476	-	39
14	228	177	-	12	417	-	32
(内訳)							
申告所得税	25	33	-	-	58	-	6
源泉所得税	1	1	-	-	2	-	-
法人税	85	62	-	3	150	-	24
相続税	23	17	-	3	43	-	2
贈与税	-	2	-	-	2	-	-
消費税	48	32	-	3	83	-	-
法人特別税等	12	-	-	-	12	-	-
地方消費税	32	26	-	3	61	-	-
酒 税	-	-	-	-	-	-	-
徴収関係	2	4	-	-	6	-	-
<b>計</b>	<b>228</b>	<b>177</b>	<b>-</b>	<b>12</b>	<b>417</b>	<b>-</b>	<b>32</b>

調査対象等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法に基づき「審査請求」のなされたも

年 度 処 理 済 件 数						本年度未決 繰越件数	区 分
却下件数	棄却件数	全部取消 件数	一部取消 件数	変 更 そ の 他	計		
件	件	件	件	件	件	件	
15	219	23	44	-	306	262	平成10年度
27	173	-	11	-	217	298	11
7	215	2	9	-	250	245	12
24	141	6	38	-	248	228	13
13	127	2	14	-	188	229	14
							(内訳)
4	31	-	7	-	48	10	申告所得税
-	1	-	-	-	1	1	源泉所得税
1	40	-	1	-	66	84	法人税
7	20	-	6	-	35	8	相続税
-	-	-	-	-	-	2	贈与税
-	16	1	-	-	17	66	消費税
-	-	-	-	-	-	12	法人特別税等
-	14	1	-	-	15	46	地方消費税
-	-	-	-	-	-	-	酒 税
1	5	-	-	-	6	-	徴収関係
<b>13</b>	<b>127</b>	<b>2</b>	<b>14</b>	<b>-</b>	<b>188</b>	<b>229</b>	<b>計</b>

のを掲げた。

## 18 - 2 訴訟事件

(1) 国側被告事件

区 分	前年度未 係属件数	事件区分 の変更調 整数	本 年 度 本 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本 年 度 未 係属件数			
				取 下 件 数	却 下 件 数	国 勝 件 数	側 訴 件 数	国 一 勝 件 数	側 部 訴 件 数	国 敗 件 数	側 訴 件 数	差 戻 件 数	和 解 件 数		そ の 他	計	
<b>(第一審)</b>	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
課税関係	所得 税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	法 人 税	8	-	5	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	3	10
	資 産 税	1	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
	消 費 税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
<b>計</b>	<b>10</b>	<b>-</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4</b>	<b>16</b>	
徴収関係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事	1	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
	簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>計</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	
<b>合 計</b>	<b>11</b>	<b>-</b>	<b>12</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>6</b>	<b>17</b>	
<b>(控訴審)</b>																	
課税関係	所得 税	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
	法 人 税	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	資 産 税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>計</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	
徴収関係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	
<b>合 計</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>5</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	

調査対象等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における国税の賦課又は徴収関係に関する訴訟事件について掲げた。

用語の説明：1 **取下げ**とは、原告が訴えを撤回したものをいう。

2 **却下**とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため不適法として排斥されたものをいう。

3 **差戻**とは、上級審で原判決を取り消した場合に、審査をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。

4 **和解**とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

区 分	前年度未 係属件数	事件区分 の変更調 整数	本年度 提起件数	本 年 度 終 結 件 数										本年度未 係属件数			
				取 下 件 数	却 下 件 数	国 勝 件	側 訴 数	国 一 勝 件	側 部 訴 数	国 敗 件	側 訴 数	差 件	戻 数		和 解 件 数	そ の 他	計
(上告審)	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
課税関係	所得税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	法人税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資産税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
計	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	
徴収関係	行政事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	執行停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他民事 簡易事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	
(審級別合計)																	
課税関係	所得税	1	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
	法人税	9	-	7	1	-	2	-	-	-	-	-	-	3	13		
	資産税	1	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3		
	消費税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
	酒税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2			
計	13	-	15	1	-	6	-	-	-	-	-	-	7	21			
徴収関係	行政事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	執行停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他民事 簡易事件	1	-	3	1	-	2	-	-	-	-	-	-	3	1		
計	1	-	3	1	-	2	-	-	-	-	-	-	3	1			
合計	14	-	18	2	-	8	-	-	-	-	-	-	10	22			

(2) 国側原告事件

区 分	前年度未 係属件数	事件区分 変更調整 の件数	本 年 度 本 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本 年 度 未 係属件数																													
				取下げ 件数	却下 件数	国勝 訴件	側 訴件	国一 勝件	側 部訴 件数	国敗 訴件	差戻し 件数	和解 件数	その他		計																												
<b>(第一審)</b>	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件																											
詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																											
名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																											
債 権 取 立	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-																											
そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																											
簡 易 事 件	支 払 命 令	保 全 処 分	強 制 執 行	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																											
																	計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-													
																															-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																															
													-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
																										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																																							-	-	-		

## 18 - 3 直接国税犯則事件(査察事件)

## (1) 起訴事件数

区 分	起 訴 事 件					
	前年からの 繰越未決件数	起訴件数の 合 計	左 の 内 訳			
			有 罪 件 数	無 罪 件 数	公訴権消滅件数	未 決 件 数
	件	件	件	件	件	件
申告所得税	-	X	-	-	-	X
法人税	2	2	2	-	-	-
その他	-	X	-	-	-	X
<b>合 計</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4</b>

調査期間：平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間における事績を示したものである。

## (2) 有罪に係る人員及び金額

区 分	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	罰 金	
		人 員	金 額
	人	内	千円
申告所得税	-	-	-
法人税	2	1 2	67,000
その他	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>2</b>	<b>1 2</b>	<b>67,000</b>

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑を併科されたものである。

## (3) 犯則者違反行為別件数

区 分	該 当 条 項	件 数
		外 件
申告所得税	第 238 条	- -
〃	第 244 条	- -
法人税	第 159 条	- 2
〃	第 164 条	1 -
<b>合 計</b>		<b>1 2</b>

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

### 18 - 4 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒				税				
	免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い の も の				
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者							
要件 処 理 数	外	件	外	件	外	件	外	件	
処理 済 件 数	前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	
	検 挙	-	2	2	-	2	2	-	
	通 告 処 分	-	2	2	-	2	2	-	
	告 発 { 収 税 官 吏 そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	不 問 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-	
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	
		千円		千円		千円		千円	
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	240	2,400	-	240	2,400	-	-	

区 分	石 油 ガ ス 税			石 油 税			た ば こ		
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯		
要件 処 理 数	外	件	外	件	外	件	外	件	
処理 済 件 数	前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	
	検 挙	-	-	-	-	-	-	-	
	通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	
	告 発 { 収 税 官 吏 そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	不 問 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-	
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	
		千円		千円		千円		千円	
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査対象等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明：1 **通告処分**とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

2 **通知処分**とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

3 **不問処分**とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。

4 **収税官吏**とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

		揮 発 油 税				地方道路税		区 分	
計		ほ 脱 犯		秩 序 犯		計			
外	件	外	件	外	件	外	件		
-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数
2	2	-	-	-	-	-	-	検 査	
2	2	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数
-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏	
-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	
	千円		千円		千円		千円		
-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 税 額	
240	2,400	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	

及びたばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税		合 計		区 分	
秩 序 犯	計	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	検 査	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	通 告 処 分	処 理 済 件 数
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 税 額	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	240	2,400	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税							
	免 許 者		非 免 許 者	計				
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者						
	外 件	外 件	外 件	外 件				
要履行 件数 {	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-			
	通 告 処 分	-	2	2	2			
	計	-	2	2	2			
履行等 件数 {	通告不履行による告発	-	-	-	-			
	通告後公訴権消滅	-	-	-	-			
	通 告 履 行	-	2	2	2			
	計	-	2	2	2			
本年度未履行未済件数	-	-	-	-	-			
		千円	千円	千円	千円			
通告履行罰科金相当額	-	-	240	2,400	-	-	240	2,400

区 分	石 油 ガ ス 税			石 油 税		
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件
要履行 件数 {	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-
	通 告 処 分	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
履行等 件数 {	通告不履行による告発	-	-	-	-	-
	通告後公訴権消滅	-	-	-	-	-
	通 告 履 行	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
本年度未履行未済件数	-	-	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
通告履行罰科金相当額	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明：不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

揮 発 油 税					区 分	
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計				
外	件	外	件	外	件	
-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分 } 要 計 } 履行 件数
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	通告不履行による告発 通 告 後 公 訴 権 消 滅 } 履 通 告 履 行 } 行 計 } 等 件数
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	本年度未履行未済件数
	千円		千円		千円	
-	-	-	-	-	-	通告履行罰科金相当額

た ば こ 税					区 分	
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	合 計			
外	件	外	件	外	件	
-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分 } 要 計 } 履行 件数
-	-	-	2	2	2	
-	-	-	2	2	2	
-	-	-	-	-	-	通告不履行による告発 通 告 後 公 訴 権 消 滅 } 履 通 告 履 行 } 行 計 } 等 件数
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	2	2	2	
-	-	-	2	2	2	
-	-	-	-	-	-	本年度未履行未済件数
	千円		千円		千円	
-	-	-	-	240	2,400	通告履行罰科金相当額

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者											
	酒 類 製 造 者				酒 母・も ろ み 製 造 者				酒 類 卸 売 業 者			
	件 数	犯 則 数 量	税 額	件 数	犯 則 数 量	税 額	件 数	犯 則 数 量	税 額			
	外 件	kg	千円	外 件	kg	千円	外 件	kg	千円			
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 56 条 第 1 項 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 56 条 第 1 項 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 56 条 第 1 項 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 56 条 第 1 項 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 56 条 第 1 項 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 56 条 第 1 項 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

(注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税	地 方 道 路 税	石 油 ガ ス 税	石 油 税	た ば こ 税
該 当 条 項	該 当 条 項	該 当 条 項	該 当 条 項	該 当 条 項
件 数	件 数	件 数	件 数	件 数
第 27 条 第 1 項 第 1 号	第 15 条 第 1 項 第 1 号	第 28 条 第 1 項 第 1 号	第 24 条 第 1 項 第 1 号	第 28 条 第 1 項 第 1 号
第 27 条 第 1 項 第 2 号	第 15 条 第 2 項	第 28 条 第 1 項 第 2 号	第 24 条 第 1 項 第 2 号	第 28 条 第 1 項 第 2 号
第 28 条 第 1 号	第 15 条 の 2	第 29 条 第 1 号	第 25 条 第 1 号	第 29 条 第 1 号
第 28 条 第 2 号		第 29 条 第 2 号	第 25 条 第 2 号	第 29 条 第 2 号
第 28 条 第 3 号		第 29 条 第 3 号	第 26 条 第 1 号	第 30 条 第 1 号
第 29 号 第 1 号		第 30 条 第 1 号	第 26 条 第 2 号	第 30 条 第 2 号
第 29 号 第 2 号		第 30 条 第 2 号	第 26 条 第 3 号	第 30 条 第 3 号
第 29 号 第 3 号		第 30 条 第 3 号	第 26 条 第 4 号	第 30 条 第 4 号
第 29 号 第 4 号		第 30 条 第 4 号		
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

酒類小売業者				非免許者				計				左の計のうち密輸入酒類に係るもの			区 分
件数	犯則数量	税額		件数	犯則数量	税額		件数	犯則数量	税額		件数	犯則数量	税額	
外 件	l	kg	千円	外 件	l	kg	千円	外 件	l	kg	千円	件	l	千円	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 54 条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 55 条
2	2	279,050	-	-	-	-	-	2	2	279,050	-	-	-	-	第56条第1項第1号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第2号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第3号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第4号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第5号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第6号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第7号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 58 条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 59 条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 60 条
2	2	279,050	-	-	-	-	-	2	2	279,050	-	-	-	-	合 計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 者 が 判 明 し な い も の

取 引 所 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第 14 条 第 1 項	件	第 22 条 第 1 項 第 1 号	件	第 20 条 第 1 項 第 1 号	件	第 13 条 第 1 項	件
第 15 条 第 1 号	-	" 第 2 号	-	" 第 2 号	-	第 14 条 第 1 号	-
" 第 2 号	-	第 23 条	-	第 21 条 第 1 号	-	" 第 2 号	-
		第 24 条	-	" 第 2 号	-	" 第 3 号	-
		第 25 条 第 1 号	-	" 第 3 号	-		
		" 第 2 号	-				
		" 第 3 号	-				
		" 第 4 号	-				
		第 26 条 第 1 号	-				
		" 第 2 号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

## 18-5 資料収集

## (1) 法定資料、法定外資料の資料収集

区分 (事務年度)	法定資料					法定外資料	合計
	給与源泉 徴収票	利子 支払調書	配当 支払調書	その他	計		
	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚
平成10年度	452	161	28	666	1,307	1,909	3,216
11	451	102	66	712	1,331	1,711	3,042
12	467	89	46	726	1,328	1,323	2,651
13	483	59	24	708	1,273	929	2,202
14	447	29	73	768	1,317	1,164	2,481

資料：課税総括課調

## (2) 不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出監査状況

区分 (事務年度)	提出者数	監査 対象者数	非違の あった 監査対象者	非違の あった 延枚数	監査1件 当たり 非違枚数 /	割合	
						/	/
	件	件	件	枚	枚	%	%
平成10年度	2,505	38	8	11	1	1.5	21.1
11	3,236	32	11	14	1	1.0	34.4
12	3,251	65	6	10	2	2.0	9.2
13	1,800	53	17	173	10	2.9	32.1
14	1,074	33	6	12	2	3.1	18.2

資料：課税総括課調

## 18 - 6 税 務 相 談

## 税務相談の受理状況

区 分	所得 税	法 人 税	資 産 税	間 接 税	徴 収	そ の 他	計	前 年 比
	件	件	件	件	件	件	件	%
平成10年度	83,473	3,712	44,544	3,161	1,539	8,909	145,338	107.3
11	73,462	3,875	47,967	2,826	1,644	6,880	136,654	94.0
12	66,982	2,850	39,843	2,224	1,411	5,761	119,071	87.1
13	68,630	3,244	45,517	2,702	1,366	7,138	128,597	108.0
14	90,317	3,219	51,611	3,156	2,351	9,309	159,963	124.4
( 内 訳 )								
徳 島	17,677	947	12,642	592	373	1,870	34,101	86.4
丸 亀	6,257	188	4,151	244	141	394	11,375	108.3
松 山	20,185	458	11,830	447	332	2,652	35,904	180.4
今 治	6,193	143	3,026	127	76	878	10,443	135.5
高 知	12,845	404	7,210	462	286	1,207	22,414	142.1
局	27,160	1,079	12,752	1,284	1,143	2,308	45,726	129.8
<b>合 計</b>	<b>90,317</b>	<b>3,219</b>	<b>51,611</b>	<b>3,156</b>	<b>2,351</b>	<b>9,309</b>	<b>159,963</b>	<b>124.4</b>

資料：税務相談室調

## 18 - 7 青色申告会、法人会等の現況

(1) 青色申告会(平成15年3月31日現在)

区 分	青色申告会数	会 員 数	加入割合
	会	人	%
徳 島 県	57	5,317	24.7
香 川 県	44	7,758	21.7
愛 媛 県	79	16,696	37.6
高 知 県	55	5,290	24.4
<b>合 計</b>	<b>235</b>	<b>35,061</b>	<b>28.4</b>

(注)1 上部組織として署、県及び四国単位の連合会がある。

$$2 \text{ 加入割合} = \frac{\text{加入会員数}}{\text{青色申告者数}} \times 100$$

(2) 法人会(平成15年6月30日現在)

区 分	法人会数	加入法人数	加入割合
	会	社	%
徳 島 県	6	9,575	57.6
香 川 県	6	13,890	60.7
愛 媛 県	8	15,767	57.0
高 知 県	6	7,145	55.2
<b>合 計</b>	<b>26</b>	<b>46,377</b>	<b>57.9</b>

(注)1 上部組織として県及び四国単位の連合会がある。

$$2 \text{ 加入割合} = \frac{\text{加入法人数}}{\text{法人数}} \times 100$$

(3) 酒類業組合(平成15年4月1日現在)

区 分	酒 造 組 合		卸 酒 販 組 合		小 売 酒 販 組 合	
	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数
	組合	人(社)	組合	人(社)	組合	人(社)
徳 島 県	1	37	1	8	7	1,063
香 川 県	1	16	1	19	6	1,319
愛 媛 県	9	59	1	29	9	1,877
高 知 県	1	19	1	16	6	1,296
<b>合 計</b>	<b>12</b>	<b>131</b>	<b>4</b>	<b>72</b>	<b>28</b>	<b>5,555</b>

(注) 愛媛県酒造組合及び各県の小売酒販組合には、上部組織としてそれぞれ県連合会がある。

(4) 間税会(平成15年5月31日現在)

区 分	単 位 会 数	会 員 数
	会	人
徳 島 県	6	1,089
香 川 県	6	1,942
愛 媛 県	8	3,530
高 知 県	6	1,538
<b>合 計</b>	<b>26</b>	<b>8,099</b>

(注) 上部組織として、県及び四国単位の連合会がある。

## 18 - 8 振替納税制度(申告所得税関係)の普及状況

区 分	申告所得税(第2期分)				申告所得税(第3期分)				
	第2期分 納税人員	振替納税 利用人員	振替利用割合		第3期分 納税人員	振替納税 利用人員	振替利用割合		
			/	前年同期			/	前年同期	
	人	人	%	%	人	人	%	%	
徳島県	徳島	4,010	3,622	90.3	90.8	16,801	12,255	72.9	74.1
	鳴門	1,433	1,306	91.1	91.5	7,102	5,053	71.1	73.8
	阿南	802	726	90.5	90.2	4,478	3,233	72.2	75.1
	川島	458	421	91.9	92.2	2,789	2,034	72.9	73.0
	脇町	267	256	95.9	96.1	1,537	1,174	76.4	75.8
	池田	354	334	94.4	92.8	1,915	1,588	82.9	81.6
	<b>計</b>	<b>7,324</b>	<b>6,665</b>	<b>91.0</b>	<b>91.3</b>	<b>34,622</b>	<b>25,337</b>	<b>73.2</b>	<b>74.6</b>
香川県	高松	5,692	5,148	90.4	91.1	23,100	17,766	76.9	77.9
	丸亀	1,511	1,382	91.5	92.2	8,546	6,457	75.6	76.8
	坂出	1,363	1,253	91.9	93.6	6,923	5,021	72.5	74.4
	観音寺	1,238	1,175	94.9	95.4	7,451	6,218	83.5	84.3
	長尾	729	694	95.2	94.7	4,568	3,657	80.1	81.5
	土庄	308	302	98.1	96.8	1,762	1,596	90.6	92.0
	<b>計</b>	<b>10,841</b>	<b>9,954</b>	<b>91.8</b>	<b>92.5</b>	<b>52,350</b>	<b>40,715</b>	<b>77.8</b>	<b>79.0</b>
愛媛県	松山	6,424	5,721	89.1	88.8	28,264	21,098	74.6	76.4
	今治	1,626	1,480	91.0	92.3	8,126	6,077	74.8	76.8
	宇和島	1,110	1,059	95.4	95.6	5,175	4,074	78.7	80.1
	八幡浜	789	756	95.8	95.4	4,918	4,083	83.0	81.0
	新居浜	997	901	90.4	90.9	5,221	3,797	72.7	75.3
	伊予西条	802	746	93.0	93.0	4,659	3,575	76.7	79.2
	大洲	554	530	95.7	95.1	3,088	2,511	81.3	82.0
	<b>計</b>	<b>13,265</b>	<b>12,078</b>	<b>91.1</b>	<b>91.3</b>	<b>63,896</b>	<b>48,439</b>	<b>75.8</b>	<b>77.6</b>
高知県	高知	4,553	3,996	87.8	87.3	17,848	12,865	72.1	72.3
	安芸	491	449	91.4	92.1	2,992	2,309	77.2	77.9
	南国	1,106	977	88.3	89.2	5,621	3,926	69.8	71.5
	須崎	628	578	92.0	92.3	3,615	2,618	72.4	73.6
	中村	770	714	92.7	92.8	4,053	2,915	71.9	74.0
	伊野	655	583	89.0	89.9	3,772	2,813	74.6	75.2
	<b>計</b>	<b>8,203</b>	<b>7,297</b>	<b>89.0</b>	<b>88.9</b>	<b>37,901</b>	<b>27,446</b>	<b>72.4</b>	<b>73.2</b>
<b>全管計</b>		<b>39,633</b>	<b>35,994</b>	<b>90.8</b>	<b>91.2</b>	<b>188,769</b>	<b>141,937</b>	<b>75.2</b>	<b>76.5</b>

## 18 - 9 税 理 士

## (1) 税理士試験の受験・合格者数

区 分	受 験 者 数 人	合 格 者 数 人	一 部 科 目 合 格 者 数 人
第 48 回 (平成10年)	1,037	20	102
第 49 回 ( 11 )	1,008	20	78
第 50 回 ( 12 )	1,093	11	117
第 51 回 ( 13 )	1,108	7	138
第 52 回 ( 14 )	1,158	17	169

資料：人事課調

## (2) 税務署別の通知弁護士、許可公認会計士

区 分	通知弁護士 人	許可公認会計士 人	
徳 島 県	徳 島	2	-
	鳴 門	-	-
	阿 南	-	-
	川 南 島	-	-
	脇 池 町 田	-	-
計	2	-	
香 川 県	高 松	2	1
	丸 亀	1	1
	坂 出	-	-
	観 音 寺	-	-
	長 尾 庄	-	-
計	3	2	
愛 媛 県	松 山	6	4
	今 治	-	-
	宇 和 島	-	-
	八 幡 浜	1	-
	新 居 浜	1	-
	伊 予 西 条	-	-
	大 洲	-	-
伊 予 三 島	-	-	
計	8	4	
高 知 県	高 知	1	-
	安 芸 国 崎	-	-
	南 須 崎	-	-
	中 村	-	-
	伊 野	-	-
計	1	-	
全 管 計	14	6	

資料：税理士監理官調

調査時点：平成16年3月31日現在

用語の説明：1 **通知弁護士**とは、税理士法51条により、税理士業務を行おうとする地域を管轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士をいう。

2 **許可公認会計士**とは、税理士法附則第37条により、税理士業務を行おうとする事務所の所在地の所轄国税局長から税理士業務を行うことを許可された公認会計士をいう。

## (3) 税務署別登録税理士数、税理士法人数

区 分	税 理 士 数 人	税 理 士 法 人 数 人	
徳 島 県	徳 島	186	6
	鳴 門	36	1
	阿 南	27	-
	川 南 島	18	-
	脇 池 町 田	17	-
計	295	7	
香 川 県	高 松	294	4
	丸 亀	85	-
	坂 出	48	-
	観 音 寺	50	-
	長 尾 庄	30	-
計	519	6	
愛 媛 県	松 山	280	7
	今 治	61	-
	宇 和 島	35	-
	八 幡 浜	29	1
	新 居 浜	33	-
	伊 予 西 条	39	-
	大 洲	9	-
伊 予 三 島	28	-	
計	514	8	
高 知 県	高 知	146	-
	安 芸 国 崎	11	-
	南 須 崎	14	-
	中 村	5	-
	伊 野	13	-
計	202	-	
全 管 計	1,530	21	

資料：税理士監理官調

調査時点：平成16年3月31日現在

## 18 - 10 平成10年以後、当分の間停止された税目の累年比較

## 地価税の課税状況

区 分	個 人			法 人			合 計		
	件 数	課税価格	税 額	件 数	課税価格	税 額	件 数	課税価格	税 額
	件	百万円	千円	件	百万円	千円	件	百万円	千円
平成4年分	40	105,547	85,782	409	1,986,212	2,411,452	449	2,091,759	2,497,234
5	38	93,492	101,499	396	1,860,748	3,343,147	434	1,954,240	3,444,646
6	36	86,574	89,361	395	1,858,396	3,259,571	431	1,944,970	3,348,932
7	29	69,665	70,121	385	1,775,733	3,050,196	414	1,845,398	3,120,317
8	20	48,866	25,134	381	1,713,450	1,440,533	401	1,762,316	1,465,667
9	17	41,984	21,564	375	1,615,528	1,350,390	392	1,657,512	1,371,954

(注) 1 件数は、実件数を示す。

2 各年分について、翌年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を示したものである。

## (前年以前分の課税状況)

区 分	個 人			法 人			合 計		
	件 数	課税価格	税 額	件 数	課税価格	税 額	件 数	課税価格	税 額
	件	百万円	千円	件	百万円	千円	件	百万円	千円
平成10年分	-	-	-	-	4,235	14,767	-	4,235	14,767
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 平成9年以前分について、調査年分の7月1日から翌年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を示したものである。